

伊勢市総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、伊勢市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、会場の規模に応じてその都度調整する。

2 傍聴人の入場は先着順とし、定員に達し次第入場を終了する。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 小学生以下の児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員の言論に対して拍手、発言、批評を加えたり賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た者については、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反すると認めるときは、市長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。